

現存ばら積貨物船の倉内肋骨に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編
鋼船規則検査要領 C 編
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS は、2002 年 11 月に、現存ばら積貨物船に対する安全強化策の一つとして倉内肋骨の強度を改善する統一規則 S31 を採択した。内容は、2004 年 1 月 1 日時点における建造後経過年数に応じて規定された所定の期日をもって倉内肋骨の強度を評価し、必要に応じて切替等の補強を要求するものとなっている。

2004 年 1 月 1 日以降、既に多くのばら積貨物船について倉内肋骨の切替等の補強工事が行われてきており、規則適用を通して、上記統一規則中の曖昧な部分等についての様々な解釈や取扱いが確認、合意されていることから、IACS は、これらの解釈や取扱いを明示すべく統一規則 S31 の改正を行った。(S31(Rev.4), 2008 年 7 月 1 日以降に開始される適合検査に適用)

今般、IACS 統一規則 S31(Rev.4)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 倉内肋骨及び下部肘板のウェブの深さと板厚との比により決定される切替板厚等について、詳細を追記した。
- (2) 倉内肋骨の強度検討において考慮すべき積付状態を明記した。